



宮総務発第236号
令和4年10月3日

宮代町情報公開・個人情報保護審議会 様

宮代町長 新井 康之



改正個人情報保護法への町の対応等に関する意見について（諮問）

令和5年4月1日に施行が見込まれる改正個人情報保護法に対応するにあたり、宮代町個人情報保護条例等の改正等が必要となることから、宮代町個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づき、下記の事項について御審議のうえ御意見をいただきたく諮問します。

記

【諮問事項】

改正個人情報保護法への町の対応及び条例改正について

【諮問の趣旨】

デジタル改革関連法による令和3年個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度に関する法体系が大きく変更され、地方公共団体の個人情報保護制度については、全面的な改正が必要になることから、改正個人情報保護法において条例で定めるものとされている事項等について御意見をいただくものです。

（詳細については、別紙を参照。）